★申込みに必要な書類

【申込み時】(念のため印鑑をご持参ください。)

	必要書類	備考	
1	施設型給付費·地域型保育給付費等 支給認定申請書	漏れなく、記載をしてください。 ※児童1人につき1枚	
2	保育園入園申込書	漏れなく、記載をしてください。	
3	保育園入園申込確認書	浦れなく、 記載をしてください。	
4	保育できないことを証明する書類	詳細は、P11で確認してください。	
5	家庭調査書	漏れなく、記載をしてください。	
6	課税(非課税)証明書	保護者のものが必要です。 詳細は、P11で確認してください。	

【内定決定通知後】

	必要書類	備考
1	預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (金融機関に提出)	保育料引き落としのための口座を設定 していただくものです。
2	変更届、変更を証明する書類	申込み時と変更のあった方

- ※様式は、八丈町ホームページからもダウンロードすることができます。
- ※提出書類は、原則お返しできません。必要な方は写しを取ってからご提出ください。
- ※上記のほか、別途提出が必要な書類がある場合もありますので、詳しくは お問合せください。

(1) 保育できないことを証明する書類

保育を必要とする事由		提出書類	
1	会社に勤務(内定)している方	「就労(内定)証明書」	
	自営業・農業従事者の方	「就労申立書」	
2	産前産後	「母子健康手帳の写し」	
3	保護者の疾病	「診断書の写し」など	
4	介護・看護	介護を受ける方の「診断書の写し」 「介護計画書」「要介護認定が分かる書類」など	
5	障害	「障害者手帳の写し」	
6	求職	「就労予定申立書」 ※入園後、1ヶ月以内に就労する必要があります。	
7	就業、職業訓練	「学生証の写し」「在学証明書」または 「職業訓練を受講していることが分かる書類」	
8	虐待、DV	「児童相談書等の意見書」	

※2、3、4、5、7 の事由については、提出書類のほかに「保育を必要とする 事由申立書」を提出してください。

(2) 住民税課税(非課税)証明書

保護者全員の住民税課税(非課税)証明書の提出が必要になります。 いずれの申込みも基準日時点で八丈町に住民登録のある方で公募での確認 を了承されている方は提出の必要はありません。

【4月~8月入園の方】(保育料算定基準日:平成26年1月1日)

平成 26 年度分及び平成 27 年度分住民税課税 (非課税) 証明書 平成 27 年度分については、7 月末までに提出してください。

【9月以降の入園の方】(保育料算定基準日:平成27年1月1日)

平成 27 年度分住民税課税(非課税)証明書

- ※住民税の特別徴収額税決定通知書は住民税の総額にならない場合があるため、必ず住民税課税(非課税)証明書の提出が必要です。
- ※一般的に住民税は、平成 26 年度分は平成 26 年 1 月 1 日、平成 27 年度分 は平成 27 年 1 月 1 日時点で住民登録していた自治体で課税されていますので、その自治体から取り寄せてください。

入園月	提出先	提出期限
平成27年4月入園 一次選考分	福祉健康課 厚生係	平成26年11月28日(金)
平成27年4月入園 二次選考分		平成27年3月10日(火)
平成27年5月入園以降		申込書類と一緒に提出してください。